

前橋市消費生活相談員募集要領

募集人数	1名
勤務場所	前橋市消費生活センター 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市議会庁舎1階
業務内容	消費生活相談及び消費者啓発に関すること
任用期間	令和6年5月1日以降から令和7年3月31日まで 勤務成績により1年ごとの更新あり
身分	一般職会計年度任用職員
勤務時間等	月曜日から金曜日までの週30時間勤務 ①午前 9時から午後4時（うち休憩時間60分） ②午前10時から午後5時（うち休憩時間60分） 上記①または②の交代勤務とする 休日は、土・日・祝日・年末年始
報酬	月額 180,200円、賞与あり 年4.5カ月分
通勤手当	上限8,000円 臨時的任用職員の賃金及び非常勤職員の通勤手当相当額等決定要領に基づき支給
その他の勤務条件	前橋市会計年度任用職員運用要綱による
応募資格	下記（1）と（2）両方の要件を満たす方 （1）次のいずれかの資格を有する方 ・消費生活相談員（国家資格） ・消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センターの資格） ・消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会の資格） ・消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会の資格） （2）パソコンの基本操作が出来る方
応募方法	履歴書（写真添付）及び資格を証する書類の写しを持参または郵送
応募期限	随時
選考方法	書類選考、面接 面接は書類選考後に日程調整し、前橋市消費生活センターで実施
結果通知	書類選考または面接実施後、10日程度で郵送いたします。 なお、選考結果等に関する問い合わせにはお応えいたしかねます。
問い合わせ先	前橋市役所 市民部共生社会推進課 前橋市消費生活センター 担当：関口、立見 〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市議会庁舎1階 TEL 027-898-1756 FAX 027-221-6200